

業 務 委 託 仕 様 書

1 事業名

落石防護用横矢板修繕業務(左京区花脊大布施町-国道 477 号)

2 業務の目的

国道 477 号の左京区花脊大布施町鎌倉口付近に設置されている落石防護用の横矢板について、経年的な劣化に加え、度重なる落石の影響により、複数個所で損傷・破損が生じ、本来の防護機能が失われている状況である。当該路線は緊急輸送路に指定をされていることから、落石による通行車両への被害や道路交通への支障を未然に防止する必要がある。

このため、本業務では、損傷・破損した横矢板を新たなものに更新することにより、落石に対する防護機能を回復させ、通行車両安全を確保するとともに、緊急輸送路としての機能維持を図るものである。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年12月25日(金)まで

4 履行場所

左京区花脊大布施町-国道 477 号

5 業務箇所

国道 477 号の隣接部分に設置した落石防護用横矢板箇所

対象箇所 延長 L≒10m(写真－①)

写真-①



※ 作業時点では背面の岩は撤去済み

6 業務内容

1. 既存矢板等の撤去

H150 支柱間に設置されている全ての木製横矢板と止め用の栈木の撤去を行う。撤去した材料は受託者で処分を行う。また、矢板を再度設置する際に支障となる背面の土砂の撤去も行う。土砂については指定場所に運搬仮置き、もしくは受託者で処分のどちらでも構わない。

2. 横矢板の更新

H150 支柱のウェブに矢板設置用の L 形鋼が溶接設置されている。これを利用して、栈木を用いながら横矢板(高さ 1400)を取り付け、固定する。固定方法は釘等を想定してい

る。なお、栈木及び横矢板材料は支給するが、指定箇所に仮置きしてあるため、受託者で運搬及び加工をする。

栈木：マツ系材質、幅 60～65mm 程度、厚さ：30～35mm 程度、長さ：4m

マツ矢板：幅：200mm 程度、厚さ：40mm 程度、長さ：4m



3. 仮置場

指定場所：右京区京北周山町東丁田

京北・左京山間部土木みどり事務所資材倉庫内の伐採材仮置場

7 見積項目

各項目に沿った作業内容、交通誘導員、収集運搬及び荷降費、処分材とそれ以外で生じた処分費、要する材料費や必要に応じて準備費用、経費関係は必要に応じて任意に計上する。

8 支払条件

業務完了後、履行場所(業務範囲)において適切に業務が履行されていることを本職員と確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

提出する書類

1. 業務完了報告書(様式 19)

https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/cmsfiles/contents/0000190/190817/R0702_11-sekkei-word.doc

2. 請求書

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kaikei/cmsfiles/contents/000030>

3. 写真(着手前、完了時、履行時)※データ提出可

着手前及び完了時の写真は定点での撮影として、対比ができるようにする。

※データ提出可

※各提出する資料に記載する業務名称は、本仕様書に示した業務名のとおりとする。

9 特記事項

(費用)

- ・ 作業に要する労務費、必要に応じて材料費、交通誘導員、車両機械運転費、仮設資材費、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
- ・ 業務に伴い発生した廃棄物は適正に処理するものとし、運搬費及び指定した廃材以外の処分費も本業務に含む。
- ・ 仕様書に記載した廃材以外で、作業工程で生じたごみは受託者の処分とする。

(安全)

- ・ 作業にあたっては通行車両等の安全に十分配慮し、誘導員の配置など適切な規制のうえ実施すること。なお、道路規制に伴う道路使用許可(左京管内)は、受託者において取得すること。取得後の許可書写しを作業前までに提出をする。
- ・ 作業時は林業関連のトラックが通行することなどから、全面通行止めとはせずに、片側交互等、もしくは常時車両を通す計画とする。
- ・ 前項の都合により、事前に道路幅員の確認を行い、作業場所の確保に努めたうえで、適切な安全作業を行うこと。
- ・ 作業実施者の安全管理については、受託者の責任において行うこと。
- ・ 作業中の事故をはじめとした問題が生じた場合は、速やかに本市担当職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受託者の責任において対応すること。

- ・ 落石に箇所であるため事前に地山等の確認を行うこと

(工程)

- ・ 付近には居住家屋は存在しないが、地元から周知の要望があった場合などは学区への周知を行うことが想定されるため、実施予定日が確定した際は一週間前までを目途に受託者から発注者へその旨の報告を行うこと。
- ・ 作業日時の周知は、予告看板を工区始終点に3日から1週間前を目途として設置する。設置箇所については監督職員と事前に相談し決定する。
- ・ 作業時間は原則として土日祝日を除く平日の午前9時から午後5時の間とする。
- ・ 支給品の木材について、手配搬入状況を確認すること。

(その他)

- ・ 作業で生じた廃材は現地に仮置きをせず、除去したその都度搬出をする。
- ・ 本作業完了後、完成書類等を速やかに作成し、直接手渡しを行うか、メール※にて本市担当者に提出すること。(※keihokudoboku@city.kyoto.lg.jp)
- ・ 作業時は可能な限り道路を通行する車両の妨げにならないよう、十分注意し、適切に対処する。
- ・ 作業前に不明な点がある場合、担当監督職員と確認をとること。
- ・ 山林が近接するエリアのため、クマの出没が想定される。適宜情報を入手し、安全確保に努めること。

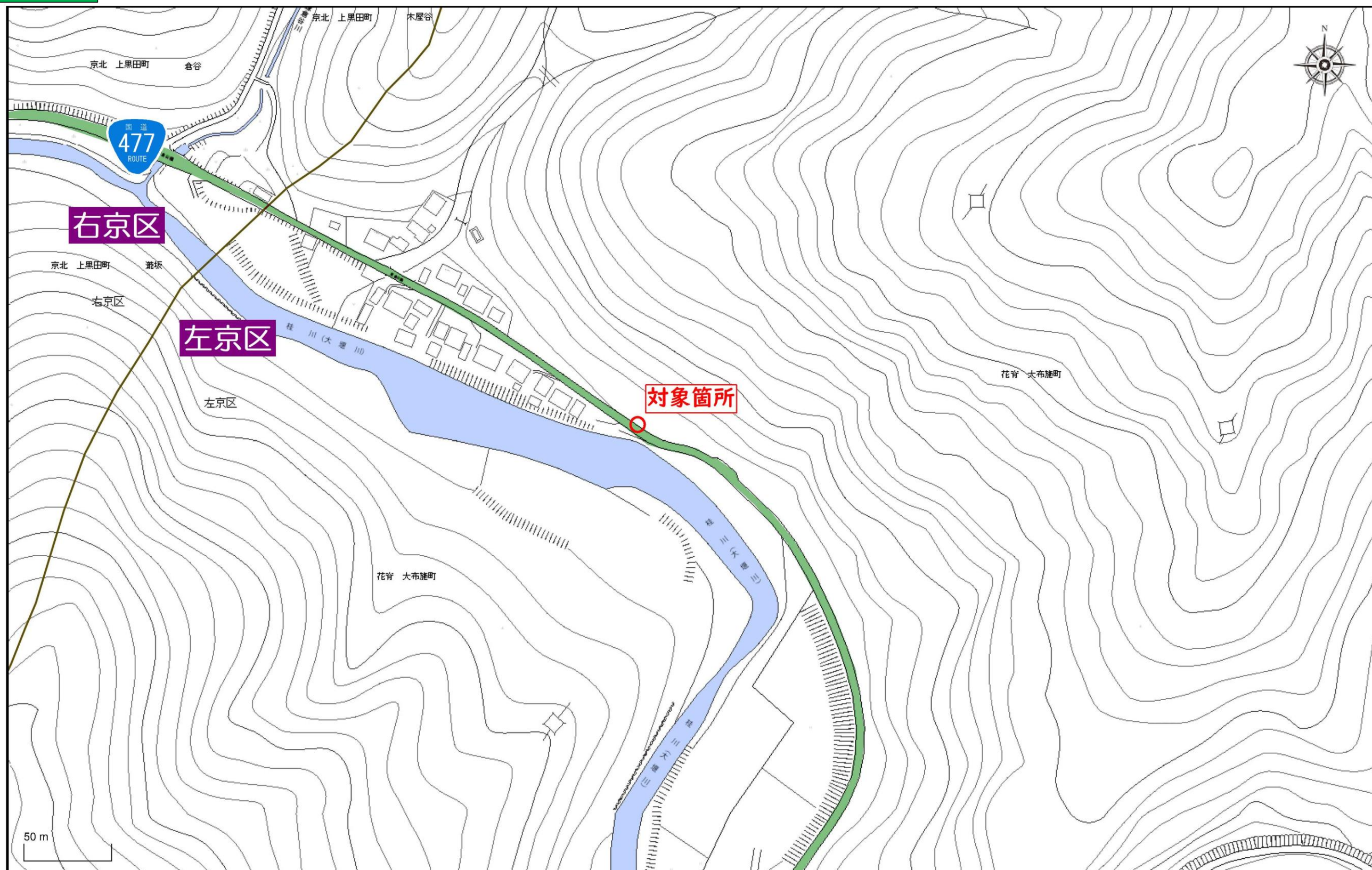
<https://g-kyoto.gis.pref.kyoto.lg.jp/g->

[kyoto/Map?mid=676&mpx=135.75808118049736&mpy=35.23561913498713&mps=50000&mtp=pfm&mcl=8010,1,1,1;7451,1,1,1;7450,1,1,1;7400,1,1,1;7184,1,1,1&gprj=3](https://g-kyoto.gis.pref.kyoto.lg.jp/g-kyoto/Map?mid=676&mpx=135.75808118049736&mpy=35.23561913498713&mps=50000&mtp=pfm&mcl=8010,1,1,1;7451,1,1,1;7450,1,1,1;7400,1,1,1;7184,1,1,1&gprj=3)

全体位置図



詳細 位置図



指定場所
位置図

